

落札後の手続について（不動産）

1 草津市納税課への連絡について

①開札後、草津市が最高価申込者等となった方へメールを送信し、その公売財産の売却区分番号、草津市連絡先などをお知らせします。

⇒このメールは、入札終了後に送信します。入札されたログインIDでログインした公売物件詳細画面に「落札しました」「次順位買受申込者となりました」と表示されているにもかかわらず、メールが届かない場合には、同じ画面で落札後連絡先を確認し、ご連絡ください。

②メールに記載された草津市連絡先に電話してください。草津市職員に売却区分番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先などを連絡してください。買受代金の納付方法など今後の手続について草津市職員が説明します。

③買受人等以外（代理人）の方が買受代金の納付及び必要書類の提出を行う場合は、「5 代理人が落札後の手続を行う場合」をご覧ください。

※次順位買受申込者となられた方は、買受人の買受代金納付期限日に草津市から売却決定された旨のご連絡を受けた場合に以下の手続を行ってください。この場合、「買受人」を「売却決定された次順位買受申込者」と読み替えて、以下をお読みください。

2 買受代金の納付について

①納付していただく金額

買受代金…落札価額－公売保証金額

②買受代金の納付期限は、草津市から送信するメールもしくは公売物件詳細画面にてご確認ください。

③納付期限までに買受代金全額の納付を草津市が確認できることが必要です。

④買受代金は、草津市の指定する口座に銀行振込（電信扱いに限る）により納付してください。振込手数料は買受人の負担となります。類似の口座名にご注意ください。買受代金を振込んだ日から草津市が納付を確認できるまで3開庁日程度かかることがありますので、早めの納付をお願いします。

⑤買受人が買受代金を納付期限までに納付しない時は、その売却決定を取り消します。その場合は、事前に納付された公売保証金は公売にかかる地方税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者または暴力団員等の納付した公売保証金は、草津市に帰属します。

3 権利移転手続について（買受代金納付後の流れ）

①権利移転手続

草津市は落札者への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、実際の引き渡しは行いません。草津市は、買受代金納付期限までに代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続（不動産登記の嘱託）を行います。

②所有権等の権利移転

売却決定後、農地を除き買受人等が買受代金を納付したときに所有権等の権利が移転します。

③売却決定通知書の交付

草津市は、買受代金の納付が確認された後、買受人等に対して「売却決定通知書」を交付します。

なお、所有権移転登記の際に「売却決定通知書」の正本が必要な場合がありますので、草津市で一旦「売却決定通知書」をお預かりすることがあります。

お預かりした「売却決定通知書」は、登記完了後、返還します。

④所有権移転までの所要期間

開札日から所有権移転の登記手続完了までは、1 か月半～2 か月程度の期間を要します。

4 権利移転手続について（必要書類の提出）

①所有権移転手続にあたり、以下の書類を草津市に提出してください。

- ア 草津市が最高価申込者（落札者）または次順位買受申込者へ送信したメールを印刷したもの
- イ 売却決定通知書
- ウ 買受人本人の住所証明書
（個人：住民票、法人：資格証明書または商業登記簿謄本など）
- エ 所有権移転登記請求書
- オ 固定資産評価証明書
- カ 登記識別情報通知確認書
- キ 登録免許税相当分の印紙または税務署の登録免許税領収書
（印紙による納付は登録免許税額が3万円以下の場合に限ります。）
- ク 郵便切手

※必要書類は、書留郵便（郵送料は買受人の負担）もしくは直接草津市に持参してください。

5 代理人が落札後の手続を行う場合

- ① 買受人本人が買受代金の納付などの手続ができない場合、代理人がそれらの手続を行うことが可能です。
- ② 代理人がそれらの手続を行う場合、以下の書類を提出してください。
 - ア 代理権限を証する委任状
 - イ 買受人本人の住所証明書（落札者が法人の場合は商業登記簿謄本など）
 - ウ 代理人の本人確認書類（運転免許証など本人確認できるもの）⇒買受人が法人で、その法人の従業員の方が買受代金の納付などを行う場合、その従業員が代理人となり委任状などの書類の提出が必要となります。

6 書類送付先など

郵便番号：525-8588

住 所：草津市草津三丁目 13 番 30 号

宛 名：草津市 総務部 納税課

電話番号：077-561-6541

開庁時間：平日 9：00～16：45